インボイス制度開始後の

免税事業者との 取引はどうなると

ことし10月より、インボイス制度が開始します。 制度開始後、課税事業者が免税事業者と取引 を行なううえでの留意点を解説します。

松崎 啓介

般社団法人 租税調查研究会

影響の有無

インボイス制度開始による

.....

引上の留意点を解説します。

業者とならない免税事業者との取

そのうえで、インボイス発行事

ることです。

者登録を行なうかどうかを確認す

その者がインボイス発行事業

か、また免税事業者である場合に 取引先が免税事業者なのかどう

事業者がまずやるべきことは、

インボイス制度への対応で、課

インボイス制度開始の

とができます。 場合には、 くても、仕入税額控除を行なうこ 0) 割特例を選択している場合、帳簿 を選択している場合や後述する2 みの記載で仕入税額控除できる 課税事業者自身が簡易課税制度 インボイスを保存しな

していても非課税となります。 このほか、たとえば医療や介護

簿の保存が必要となります。

りません。

そのため、

取引先の免税事業者

費税の申告・納付をしなければな

インボイスの交付ができるの インボイス制度の登録を受け

のコストアップにつながることを

「インボイス」といいます)と帳

付する「適格請求書等」

一(以下

たとしても、

課税事業者として消

件である1000万円以下となっ 準期間の売上高が免税事業者の要 ス登録を受けた場合には、

仮に基

書発行事業者」(以下「インボイ 税額控除を行なうには「適格請求 度開始により、課税事業者が仕入

ことし10月からのインボイス制

た課税事業者に限られます。 そして、免税事業者がインボ

ス発行事業者」といいます)が交

なう必要があります。

念頭におき、

適正な価格設定を行

主任研究員·税理士

影響を受けない場合

のサービス等に必要な物品を販売 ス等を提供している事業者は、そ などの消費税のかからないサービ

> で、インボイスは必要ありません。 ては仕入税額控除ができないの 課税売上に対応する仕入れについ

影響を受ける場合 インボイス制度開始の

.....

ります。 取引の見直しを迫られることにな コストアップにより利益が圧縮さ 入税額控除ができなくなります。 インボイス制度開始後は原則、 税事業者から仕入れをする場合、 消費税の本則課税の事業者が、免 簡易課税制度を選択していない 課税事業者は免税事業者との 仕

られます。 イスを交付してもらうことが考え まずは免税事業者にインボイス発 行事業者の登録を要請し、 そこで、課税事業者としては、 インボ

▼インボイス登録をした取引先に

りません。 行なうことができるので問題はあ ば、従来と同様に仕入税額控除を イスを交付してもらえるのであれ 課税事業者にとっては、 インボ

消費税の申告・納付を自ら行なわ にとっては、課税事業者になり、 しかし、免税事業者であった者

〔図表1〕2割特例の概要 ◎小規模事業者に対する納税額に係る 免税事業者 負担軽減措置 インボイス発行事業者 〈消費税額の計算〉 仕入税額控除 課税売上げに 課税仕入れ等に 係る 消費税額 本則課税 = 係る消費税額 消費税額 (仕入税額) (売上税額) 課税売上げに 課税仕入れ等に みなし 係る 簡易課税 消費税額 係る消費税額 × 仕入率 消費税額 (仕入税額) (売上税額) 課税仕入れ等に 課税売上げに × 80%を控除 小規模事業者に 係る消費税額 係る 消費税額 × 対する 消費税額 **20**% 負担軽減措置 (売上税額) 注1) 令和5年10月1日から3年間の激変緩和措置として納税額を売上税額の2割に軽減。 令和8年9月30日の属する課税期間まで適用(個人事業者は令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで対象)。 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者が対象。 適用に当たって、事前の届出不要で、申告時に選択適用可能(申告書にその旨を付記)。 軽減措置の適用を受けた翌課税期間中に簡易課税適用の届出を提出した場合、その翌課税期間から簡易課税か

になります。 実際 に応じて、 の負担を見極めながら、 価格交渉に応じること 必要

取引先に対して インボイス登録するか検討中の

りますから、

売手にとってはコス

を行なうための手間はもちろんで

消費税を納税することにな

従来必要がなかった消費税申告

なくてはならなくなります。

トアップになります。

が、 次 周 ŋ 取引先である免税事業者 の様子を見てインボイス

特例が設けられましたが、

今後の

3年間は後述する2割

でしょう。 か 発 を判断し 行事業者 の登

この経過措置を考慮しなが 面 経 事業者等からの課税仕入れ 合 過措 この場合に の価格交渉を行なうことになり の仕入税額控除ができる 置 が設けられてい 6 から、 に係る 、ます。 「免税 当

◆インボイス登録しない取引先に 対して

考えられます。 事業者のままでいるという場合も 見直す選択肢もあるでしょう。 将来的なことも考え、 は経過措置の 間と負担を考えると、 ス発行事業者となることによる手 そして、 お、 インボイス制度開 免税事業者がインボ 適用もできますが この場合は、 取引自体を 今後も免税 始後 当面

たいという場合もあ 録を行なうかどう る

ができます。

は、 年 蕳 定 割

> 免税事業者等 対 象とした経過措 を 置

との 保存での仕入税額控 に係る経過措置」 免税事業者等からの課税仕入れ 次に、 て見ていきます。 取 莂 課税事業者が免税事業者 で関係する や 除 「帳簿の 「2割特例 などに みの

пппп 2割特例

e V

イン 負担 を行なってもらうのが理 は、 取 一が増えることになります。 免税事業者の立場からす インボイス発行事業者の登録 ボイスを交付してもらうに 引先である免税事業者から、 短的 です ħ ば

置され ます)。 税額 下この制度を 税額控除に関 事業者となる小規模事業者に係る 件を満たす小規模事業者を対象 て、 そのため、 配の2割の 本来収めるべき消費税の 導入から3年間は、 れました の負担で済むように措 する経過措 激変緩 「2割特例」 (「インボイス発行 和 措 置 置と 定 ح 0 売上 の要 W 以

運賃や自販機への支払い等、

イン

は、

3万円未満の公共交通

機関

0

です。 制度の概 一要は、 図表] 0) とお n

適用される。

事業者の ています。

場合は、

6

1

方円

また、

定規模以下 年間は

0

仕入税額控除ができることとされ な取引に限って帳簿のみの保存 ボイスの交付を受けることが困難

で

未満の課税仕入れ

については、

ィ

ボイスがなくても仕

一入税額控

済 選 消 と択すれ この みます。 期間終了後は、 費税の課税負担 税事業者等からの 3年間 ば、 簡 の経過措置を使 便な納税手続きで 簡易課 に馴 n 税制度を 経過措 って

..... 税仕入れに係る経過措

考える取引先もあるでし イス発行事業者の登録を行 録を行ない、 た者がインボ 合の措置です。 割特例は、 様子を見て検討 課税事業者となっ イス発行事業者の 免税事業者であ 一方で、 したい نې イン なう ボ た 登 か

状況を見て判断したい 時間を要したりするなど、 もあるわけです。 が ?他にい ボイスを必要とする取引先 なかったり、 とい 価格 ・う場合 周囲 交渉に 0

とされています。 過措置 であっ n 計 年10月1 定割合を仕 6年 仕 イン の 入税 ため、 ボ が設けられました たとしても、 蕳 イス制度開始 は免税事業者から 額相当額の 日 入税額控除ができること 入税額控除ができる経 から3年間は 取引先が免税事業者 8割 6 から3年間 年 5 割、 (図表2)。 間 令和8 0) は、 社 合

> を行 者は なります なうかどう イン ボイス発行事業者の登録 か判断することに

うか 発行 取引を考えていくことになるで 免税事業者の動向 そのため、 など 事業者 を見極め の登録を行なうの 課税事業者は取 なが イン 5 ノボイス 今後 かど 引先

万

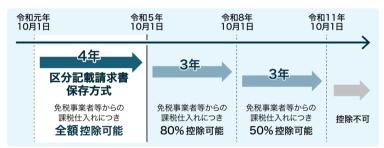
この期間を利用して、

免税事

[図表2] 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

売手が免税事業者や消費者など、インボイスを交付できない場合、買手は仕入税額 控除の適用を受けられない

6年間は経過措置として仕入税額相当額の8割・5割を仕入税額として控除できる 注) 区分記載請求書と同様の記載の請求書等の保存、帳簿に経過措置の適用を受ける旨の記載が必要



出所:国税庁パンフレット「適格請求書等保存方式の概要ーインボイス制度の理解のために」

[図表3] 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

インボイス前

「3万円未満の課税仕入れ」等は - 定事項を記載した帳簿の保存の みで仕入税額控除ができたが、これ らの規定は廃止

インボイス後

3万円未満の鉄道等による公共交通 機関の運賃や自販機、ATMなどの 自動サービス機による支払いなど、 適格請求書等の交付を受けること が困難な取引に限って、帳簿のみの 保存で仕入税額控除ができる

中小事業者等に対する 事務負担の軽減措置

前々事業年度等の基準期間の課税 売上高が1億円以下の事業者につい ては、令和5年10月1日から6年間 (令和11年9月30日まで)、1万円未満 (税込・1回の取引の合計額)の課税仕入 れについて、帳簿のみの保存で仕入 税額控除を可能とする

注) 基準期間の課税売上高が1億円超の場 合でも、前事業年度等開始の日以後6か 月間の課税売上高が5000万円以下で ある場合は、軽減措置の対象

[図表4] 注意が行なわれた発注事業者の業態および取引の相手方

注意した事業者の業態	取引の相手方
イラスト制作業者	▶ イラストレーター
農産物加工品製造販売業者	▶ 農家
ハンドメイドショップ運営事業者	▶ ハンドメイド作家
人材派遣業者	▶ 翻訳者·通訳者
電子漫画配信取次サービス業者	▶ 漫画作家

出所:公正取引委員会「インボイス制度の実施に関連した注意事例について」

..... 帳 仕 入税額控除 簿のみの保存での

な取引に 求書等の の自動 関の運賃や、 円未満の鉄 イン ボイス制度開始後には、 限 交付を受けることが困 サ つ て、 ビ 道等による公共交通 ス機 自 販機、 帳簿のみ など、 A T の保 適格 Μ 3 難 請 な

> につ 課税

6

5 车

で仕 ħ この ます 入税額控除ができることとさ ほかにも、 (図表3) 中 小事業者等

する事務負 蕳 e V N 売 前 ては 上高が1億円以 々事業年度等 1 帳簿 万 ことし10月1日 屰 担 のみの 未満 0) 軽 0 の基準期 の課税仕 減 保存で 下の 0 事業者 観 仕 から 間 点 n 0 か

[図表5] インボイス制度の独占禁止法・下請法における留意点

◎想定事例

発注事業者(課税事業者)が、経過措置注により一定の範囲で仕入税額控除が認められているに もかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、 免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると一方的に通告した。

免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の 控除ができることとされている。



それ、独占禁止法上または下請法上問題となるおそれがあります!

発注事業者(課税事業者)が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められて いるにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に 転換せず、免税事業者を選択する場合に、消費税相当額を取引価格から引き下げるなどと 方的に通告することは、独占禁止法上または下請法上問題となるおそれがあります。

出所:公正取引委員会「インボイス制度の実施に関連した注意事例について」

インボイス発行事業者以外の者か ものではないことに注意してくだ この帳簿のみの保存で仕入税 で、 額 処するため、 があり、 0) が 仕 なお、 入れに係る支払対価

す。

したがって、

課税仕入れに係

商品ごとの税込金額等による

らの

)課税仕入れであっても、

かどうかで判定することになりま れに係る税込の金額が1万円未満

ンボ 控除

イスが不要となりますの が可能なものについては、 としては、 この

1

回の取引の課税仕入

額控除が可能とされ

ました。 0)

1

万円未満」

判定単位

さい

注意事例 独占禁止法違反行為 **ത**

あります。 業者は慎重に協議を行なう必要が る可能性もあることから、 ほ 禁止法上問題となる可能性がある することは問題ありません。 して課税事業者になることを要請 協議においては、 か、 方的に価格を引き下げること 課税事業者と免税事業者間との 取引を打ち切るなどは、 登録事業者にならないことで 下請法や建築業法違反とな 免税事業者に対 課税事 独占 しか

ボ 取引先の免税事業者に対し、 イス制度の められているにもかかわらず、 実際に、 一定の範 前述した経過措置によ 開始 囲で仕入税額控除 後も課税事業者 イン が

000万円以下である場合は、 日以後6か月間の課税売上高 1億円を超えたような場合にも対 経過措置の対象となります。 1万円未満である場合には、 基準期間の課税売上高 単発的に高額の課税売 前事業年度等開始 の 額 税 が5 込 0 が E

経過措置の対象となります。 に転

ました。 的に通告を行なった事例がみら るなど、 価格から引き下げると文書で伝え る場合には、 このため、 部 公正取引委員会から、 消費税相当額を取引 0 発注事業者が 方

者が、 れがあります (図表5) は、 るなどと一方的に通告すること 税相当額を取引価格から引き下げ 税事業者を選択する場合に、 始後も課税事業者に転換せず、 事業者に対しインボイス制度 られているにもかかわらず、 法違反行為の未然防止の観点から その発注事業者に対し、 注意が行なわれました 取 独占禁止法上問題となる 引上優越した地位にある事業 一定の仕入税額控除が認 (図表4)。 独占禁止 免税 消費 の開 免

を取引価格から引き下げるなどと を選択する場合に、 税事業者に転換せず、 税事業者である下請事業者に対 いるにもかかわらず、 方的 問 定の仕入税額控除が認められ また、下請法上の親事業者 .題となるおそれがあるの インボイス制度の開始後も課 に通告することは、 消費稅相当額 取引先の免 免税事業者 下請法 で注 が

まつざき けいすけ 東京国税局審理課長、 個人課税課長 財務省主税局において税法の企画立案に長年従事後、大月税務署長 仙台国税局総務部長、 金沢国税局長を経て税理士登録

意が

必要です。

29

0

換せず、

免税事業者を選択す